

令和5年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 歩行者空間拡張による滞留空間創出社会実験等公共空間再編整備検討業務委託

「質問に対する回答」

	記載ページ	質問	回答
1	公募仕様書 第9条（業務の内容） 1.（1）歩行者空間拡張による滞留空間創出社会実験の実施	パークレットの設置期間は1年半程度となっておりますが、本業務内にはパークレットの撤去も含まれるということでしょうか？	本業務終了後も継続的にパークレットを設置することを想定しているため、本業務にパークレットの撤去は含んでいません。ただし、2に示す通り、道路管理者や交通管理者等から安全対策の観点から撤去を求められた場合は対応していただきます。
2	公募仕様書 第9条（業務の内容） 1.（1）歩行者空間拡張による滞留空間創出社会実験の実施	パークレットの管理について、受託者が道路占用申請者となり、設置物の管理を行うということを想定されているのでしょうか？または、貴課が道路占用申請者となると考えてよいのでしょうか？	市が道路占用申請者となることを想定しています。ここで言う管理とは、社会実験中のパークレットの維持管理のほか、道路管理者や交通管理者等から受けた安全対策等の指示への対応などを想定しています。
3	公募仕様書 第9条（業務の内容） 1.（1）歩行者空間拡張による滞留空間創出社会実験の実施	パークレット社会実験に関して「必要な什器や設備（Wi-Fi等）」に関しては、社会実験の本業務内で設置するというのでしょうか？ その場合、電気等を利用する場合の電気料金や通信契約も本業務内とみなされるのでしょうか？	お見込のとおりです。
4	公募仕様書 第9条（業務の内容） 1.（1）歩行者空間拡張による滞留空間創出社会実験の実施	パークレットの耐久性が10年ですが、一年半という設置予定期間を大きく超えて再利用の見込みがあるということでしょうか？その場合は、別の場所への移動を想定されていますでしょうか？	社会実験後も同じ場所に設置すること又は他の場所へ移設することを想定しています。なお、移設は本業務には含まれていません。